エコアクション21

環境活動レポート

Transportation for People and The Earth

（平成 30 年 9 月 21 日～令和 1 年 9 月 20 日）

株式会社アイザック・トランスポート

作成年月日：令和 1 年 10 月 21 日

株式会社アイザック・トランスポート
環 境 方 針

環 境 理 念

㈱アイザック・トランスポートは、深刻化する大気汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの地球環境問題に対応するため、輸送サービスの提供という事業活動から生じる環境負荷の低減を　図るため、自主的・積極的に環境保全活動に取り組みます。

環 境 方 針

1．地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出量を削減します。

　① 運行車両の整備、省エネ運行、省エネ運転により、CO_2の削減に取組みます。
　② 電気使用量の削減

2．総排水量の削減を図ります。

　① 水使用量の削減

3．廃棄物排出量削減のため、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を図ります。

4．化学物質の使用量の削減を図るために、保管・管理を徹底します。

5．グリーン商品の購入量を増やすように推進を図ります。

6．環境関連の法規制、業界の取り決め、地域との協定を順守します。

7．環境への取り組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。

8．この方針を全従業員に周知すると共に、全員参加で取り組みます。

制定日：平成19年10月21日
改定日：平成26年 1月24日
改定日：平成27年 2月 8日
改定日：平成30年 5月 1日

株式会社アイザック・トランスポート

代表取締役　北山英人

作成日：平成 19 年 10 月 21 日
更新日：平成 30 年 5 月 21 日

様式 5-01　（環境実施体制の構築）

株式会社アイザック・トランスポート　環境経営システム組織図

認証・登録の適用範囲
住　　所：富山県富山市米田町一丁目 6 番 30 号
関連事業所：なし
名　　称：

住　　所：
活　　動：産業廃棄物収集運搬
　　：特別管理産業廃棄物収集運搬

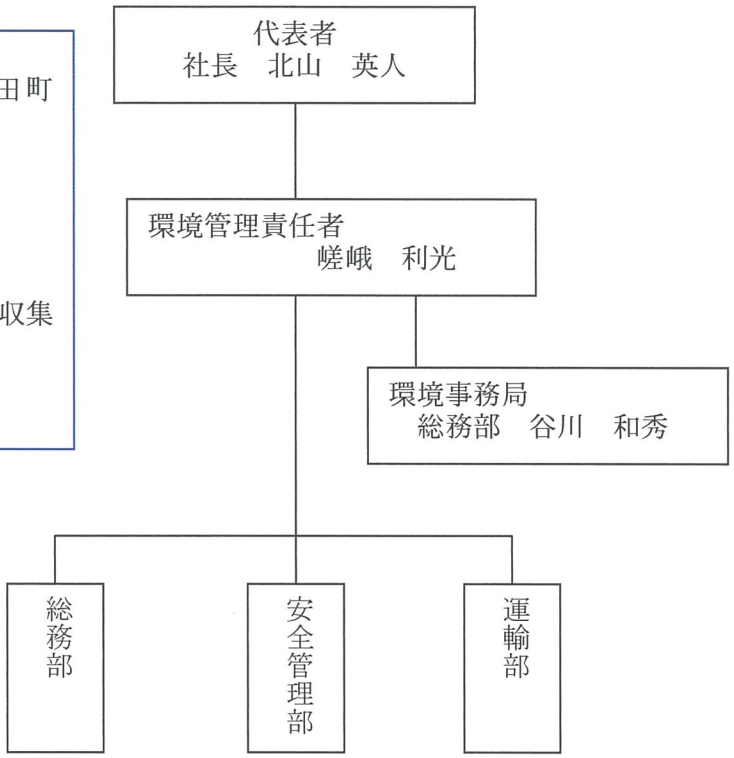

	役割・責任・権限
代表者（社長）	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、時間能技術者を用意 ・環境管理責任者を任命 ・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境目標の設定を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境活動レポートの承認
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・法規制等の要求事項登録簿を承認 ・環境活動実施計画書を承認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境活動レポートの確認
環境事務局	・環境管理責任者、ＥＡ２１推進会議の事務局 ・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・「環境関連法規等チェックリスト」の作成 ・環境目標・環境活動実施計画書原案の作成 ・環境活動実施計画の実績集計 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)
部門長	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	・環境方針を理解と環境への取組の重要性を自覚 ・EA21 について決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

事業概要

1．事業所及び代表者氏名

株式会社アイザック・トランスポート　代表取締役　北山　英人

2．事業所所在地

本社営業所
〒931-8304
富山県富山市米田町一丁目6番30号

3．環境管理責任者

嵯峨　利光

4．連絡先

本社営業所
電　話　：　076-437-5520
ＦＡＸ　：　076-437-5939
E-mail　：　k-tanikawa@izak.co.jp

5．事業内容

・産業廃棄物収集運搬
・特別管理産業廃棄物収集運搬

6．取り組みの範囲

・全組織
・産業廃棄物収集運搬
・特別管理産業廃棄物収集運搬

7．事業の規模

法人設立年月日　：　平成60年4月20日

資　　本　　金　：　1,000万円

売　　上　　高　：　200,065万円

（平成30年5月1日～平成31年4月30日）

従　業　員　数　：　100名

事務所床面積　：　600.03㎡

8．許可取得内容

①　産業廃棄物収集運搬業

富山市　　：積替え保管を含む

富山市以外：積替え保管を含まない

②　特別管理産業廃棄物収集運搬業

富山市　　：積替え保管を含む

富山市以外：積替え保管を含まない

③　許可番号、許可地域、許可品目の詳細については「産廃情報ネット」

http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u2.php?UserID=00337 参照

9．施設等の状況

①　運搬車両については「産廃情報ネット」

http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u5.php?Param1=8&Param2=00337&Param0=&menu=2 参照

②　積替え保管施設について

ア．産業廃棄物の場合

保管場所の所在地	富山市米田町一丁目74番9号	富山市米田町一丁目75番15
保管場所の面積	54.00㎡	44.10㎡
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類
保管量の上限	108.00㎥	105.84㎥
保管高さの上限	—	—
保管場所の所在地	富山市米田町三丁目75番15	富山市米田町三丁目74番123
保管場所の面積	13.68㎡	54.60㎡
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
保管量の上限	16.416㎥	147.42㎥

保管高さの上限	—	—
保管場所の所在地	富山市米田町三丁目74番123	富山市米田町三丁目74番123
保管場所の面積	111.72㎡	10.08㎡
産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん
保管量の上限	301.64㎥	27.22㎥
保管高さの上限	—	—
保管場所の所在地	富山市米田町三丁目74番123	富山市米田町三丁目74番123
保管場所の面積	18.48㎡	6.72㎡
産業廃棄物の種類	廃油、廃アルカリ	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず
保管量の上限	49.89㎥	25.20㎥
保管高さの上限	—	—
保管場所の所在地	富山市米田町三丁目74番123	
保管場所の面積	1.94㎡	
産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	
保管量の上限	1.13㎥	
保管高さの上限	—	

イ. 特別管理産業廃棄物の場合

保管場所の所在地	富山市米田町三丁目74番123	富山市米田町三丁目74番123
保管場所の面積	127.68㎡	18.48㎡
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん	廃油
保管量の上限	344.73㎥	49.89㎥
保管高さの上限	—	—
保管場所の所在地	富山市米田町三丁目74番123	富山市米田町三丁目74番123
保管場所の面積	1.94㎡	1.39㎡
産業廃棄物の種類	汚泥、廃酸、廃アルカリ	廃水銀等
保管量の上限	1.13㎥	0.81㎥
保管高さの上限	—	—

１０．産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬（処理）実績

年間 182,278 t

１１．産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬（処理）料金
届出運賃表を基準とした契約運賃

環境目標とその実績

項目	単位	2016年度		2017年度		2018年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
電気使用量	kwh	27,677	29,821	64,908	69,291	82,763	114,679
	kg-CO2	17,270	18,608	40,503	43,238	51,644	71,560
	※二酸化炭素排出量を算出する際の係数：0.624						
自動車燃料（ガソリン）	L	2,864	3,272	2,834	4,802	4,464	4,015
	kg-CO2	6,650	7,596	6,580	11,149	10,364	9,321
	※二酸化炭素排出量を算出する際の係数：2.32166						
自動車燃料（軽油）	L	2,496,081	2,260,576	2,469,807	2,521,791	2,638,112	2,755,031
	kg-CO2	6,550,566	5,932,520	6,481,613	6,618,037	6,923,304	7,230,138
	※二酸化炭素排出量を算出する際の係数：2.62434						
二酸化炭素排出量合　計	kg-CO2	6,574,652	5,958,904	6,505,442	6,672,839	6,985,312	7,311,019
一般廃棄物（紙類）	kg	763	726	751	673	739	683
一般廃棄物（廃プラ類）	kg	—	—	—	—	—	—
グリーン購入	円	120,987	101,815	122,140	115,251	123,292	333,841
排水量	m^3	937	115	937	108	914	142
化学物質の使用量	ℓ	9,690	7,700	9,486	7,320	9,282	8,267

項目	単位	2019年度		2020年度		2021年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
電気使用量	kwh	81,853	66,762	80,944	—	80,034	—
	kg-CO2	51,076	41,659	50,509	—	49,941	—
	※二酸化炭素排出量を算出する際の係数：0.624						
自動車燃料（ガソリン）	L	4,416	2,578	4,368	—	4,320	—
	kg-CO2	10,252	5,985	10,141	—	10,030	—
	※二酸化炭素排出量を算出する際の係数：2.32166						
自動車燃料（軽油）	L	2,609,746	2,527,880	2,581,379	—	2,553,012	—
	kg-CO2	6,848,860	6,634,017	6,774,416	—	6,699,972	—
	※二酸化炭素排出量を算出する際の係数：2.62434						
二酸化炭素排出量合　計	kg-CO2	6,859,112	6,681,661	6,835,066	—	6,759,943	—
一般廃棄物（紙類）	kg	727	676	714	—	702	—
グリーン購入	円	124,444	146,196	125,596	—	126,749	—
排水量	m^3	902	214	891	—	879	—
化学物質の使用量	ℓ	9,078	8,219	8,976	—	8,874	—

環境活動計画

１．二酸化炭素の削減、電力使用量の削減及び自動車燃料の削減

（１）電力使用量の削減

・節電運動の展開

・不要照明の消灯

・クールビズ運動（冷房２８℃、暖房２０℃）

（２）自動車燃料の削減

・アイドリングストップ

・急加速・急停車の防止

・冷暖房の控えめ使用

・燃費の良い車両の購入

２．廃棄物削減　事業系一般廃棄物の削減

（１）一般廃棄物の削減

・裏紙の再使用

・ミスコピーの防止

・分別による古紙のリサイクル化

・帳票見直しによる印刷物の削減

・社内での再利用

３．グリーン購入について

・グリーン商品の購入促進

４．節水　水使用量の削減

・節水の徹底（節水呼びかけ、節水弁取り付け、自動水栓取り付け）

５．化学物質の使用量削減

・オイル備蓄量の削減

・保管管理の徹底

環境保全活動の取組と評価

No	実施項目		2019年度目標値	目標達成度	評価
1	電力使用量の削減		2017年度比-10% (81,853kwh)	達成 66,762kwh	しっかりと目標を達成することが出来た。更に来期削減していきたい。
2	自動車燃料の使用の削減	ガソリン	2017年度比-8% (4,416ℓ)	達成 2,578ℓ	ガソリン使用量及び軽油使用量は全線有料道路利用の運行により目標達成となった。来期も更に削減の努力を続けていきたい。
		軽油	2017年度比-8% (2,609,746ℓ)	達成 2,527,880ℓ	
3	事業系一般廃棄物の削減 (紙類)		2007 年度比-40% (727 kg)	達成 676 kg	しっかりと目標を達成することができた。更に削減の努力を続けていきたい。
4	グリーン商品購入の促進		2015年度比+8% (124,444円)	達成 146,196円	しっかりと目標を達成することが出来た。コピー用紙などより一層グリーン商品の購入を促進していきたい。
5	水使用の削減		2011 年度比-22% (902 ㎥)	達成 214 ㎥	しっかりと目標を達成することができた。更に削減の努力を続けていきたい。
6	化学物質の使用量		2015年度比-11% (9,078ℓ)	達成 8,219ℓ	しっかりと目標を達成することができた。更に削減の努力を続けていきたい。

問題点の是正処置及び予防処置の結果

No	ガイドライン要求事項	現状の取組内容等	是正及び予防処置・改善等
1	対象組織･活動の明確化	対象組織は会社全体であり、全員で取り組んでいる。	
2	環境方針の策定	前年と同様の環境方針で取り組んでいる。	
3	負荷･取組状況把握及び評価	負荷項目は毎月パソコンに記録し、定期的に自己負荷チェックや取組自己チェックにより確認を行っている。	
4	環境関連法規等のとりまとめ	弊社が関連する法を一覧表にまとめて遵守状況や改正がないか確認しており、法改正などについては日常から情報収集に努めている。	
5	環境目標及び計画の策定	過去の実績に応じて、改善する所は改善し平成30年度の目標を設定し、実績を把握した。平成31年度も実情に応じて目標を策定する。	全社員が目標達成度を確認できるように社内の見やすい所に現状を掲示する。
6	実施体制の構築	実施体制は部門の責任者を軸に行う。	
7	教育・訓練の実施	エコアクション21に取り組んでいること、毎週末の夕礼時、全体講習会、の際に改めて確認を行っている。	
8	環境コミュニケーションの実施	外部からの苦情などは、必ず代表者に報告し対応策を協議して解決する仕組みは構築されている。	
9	現場作業時の実施及び運用	現場においては、車両点検表に基づき、日常点検を行い、記録・整備を行っている。	環境に配慮しながらも、安全・安心を第一に現場作業を行っていく。

No	ガイドライン要求事項	現状の取組内容等	是正及び予防処置・改善等
10	緊急事態の準備及び対応	緊急事態に対する予防措置として毎週末の夕礼時のKY活動はもちろんのこと、各担当車両毎に緊急時を想定した訓練を年1回行っている。 また、緊急連絡網、イエローカードは整備できている。	緊急事態に対応するための訓練の頻度を更に増やして実施していく。
11	文書及び記録の作成・管理	パソコン及び書面により文書及び記録を保管している。	
12	取組状況の確認及び評価	個々の項目について、定期的に取組状況を確認し、評価を行い環境活動レポートに記載する。運搬車両の燃費をしっかりと把握しエコドライブを推進する。	運搬車両は低燃費な車両に随時入れ替えを行っていく。
13	代表者による全体の評価と見直し	環境管理責任者・事務局からの報告を受け、代表者として全体を評価し、見直しを指示している。	

次年度の取り組み内容

1．クールビズ・ウォームビズ活動の促進
2．アイドリングストップ運動
3．グリーン商品の購入の促進
以上のことに特に力を入れて取り組みます。

代表者による全体の評価と見直し

1．自動車燃料に関しては、来期増車となる予定なので全ての月で目標を達成できるように更なる省燃費に努めたい。
2．従業員の意識改革が確実に数字に表れているので、今後も実態に即し引き続き定期的に運用実績を見直しながら、更に上の取組みを目指していく。
3．活動がマンネリ化しないように新しい取り組みに挑戦し従業員一同一丸となって目標達成に取り組んでいきたい。

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。また、関係当局よりの違反の指摘及び訴訟は過去３年間ありません。

分類	項　目	適用法令	条　項	内　容	点検頻度	順守評価・判定	
						確認日	○・×
設備	整備工場	消防法等	第10条	・危険物保管の指定数量以内の保管	1回/年	2019/5/2	○
	自家用給油設備	消防法等	第11条	・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに当該市町村長許可を受けなければならない	1回/年	2019/5/2	○
	車両洗車場	下水道法	第2条、第3条、第4条	・排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。	1回/年	2019/7/13	○
	自動車	道路運送車両法		・道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする規制等	1回/年	2019/5/2	○
		自動車リサイクル法		・使用済となった自動車を引取業者に引き渡す。また、リサイクル料金を負担する。	1回/年	2019/5/2	○
		自動車NOx・PM法		・自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定された地域で、トラック、バス等（ディーゼル車、ガソリン車、ＬＰＧ車)及びディーゼル乗用車に関して特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、これに適合する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量がより少ない車を使用する規制	1回/年	2019/5/2	○
	フォークリフト	オフロード法		・道路運送車両法による排出ガス規制等	1回/年	2019/5/2	○
	井戸	県地下水条例	第6章	・届出・命令違反・報告・検査妨害等	1回/年	2019/7/13	○
	業務用エアコン	フロン排出抑制法		・簡易点検：全ての業務用エアコン３ヵ月に１回以上 ・定期点検：7.5KW以上の場は１年に１回以上（専門業者が実施）	1回/3ヵ月	2019/10/25	○

分類	項　目	適用法令	条　項	内　容	点検頻度	順守評価・判定	
						確認日	○・×
活動・サービス	産業廃棄物の収集運搬	廃棄物処理法		・産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付B2、D、E票の保管（5年間）D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告	マニフェストを都度確認	2019/5/1	○
				・自社による運搬時の表示、書類携行・保管基準60 cm×60 cm以上表示、衛生管理・収集運搬、処理業者との契約、許可証の写し保管	1回/年	2019/5/1	○
				・各自治体の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の内容、許可品目、許可期限の確認	1回/年	2019/1/11	○
		優良性評価制度		・各自治体の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可について優良認定を取得するために、産廃情報ネットにて自社の必要項目情報を公表し、変更がなくても各項目について1年に1回以上必ず変更する。	1回/6ヵ月	2019/10/25	○